

平成 30 年 2 月 15 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門

規制支援審議会の答申への対応について

規制支援審議会の平成 29 年 7 月 11 日付答申においては、

- 安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源の強化については、安全研究・防災支援部門への新人採用枠を優先的に配分させるとともに、運営費交付金に加えて原子力規制庁からの受託研究費を獲得するなどの対応が図られているが、経営資源は十分とはいえない状況であり、継続的な強化が必要である。
- 受託研究、共同研究、委託研究の実施状況については、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。
なお、現行のルールについて、実効性のないものとならないよう必要に応じた見直し等も検討されたい。
- センター長の権限を超える決裁状況については、被規制側の部門を兼務する安全研究・防災支援部門長の決裁状況を審議した結果、短期的には現状の運用で中立性は担保されていると判断される。なお、前回答申において中長期的な検討課題として指摘した、被規制側の部門を兼務するという脆弱な説明性については、改善に向け引き続き検討されたい。

との意見をいただいた。

機構では、上述の答申に以下のとおり対応しているところ。

- 経営資源の強化については、安全研究・防災支援部門に優先的に新規採用枠を配分するなどの人員強化措置を継続するとともに、運営費交付金に加えて、外部資金の獲得に努めた。→規審 5 - 5
- 中立性確保に係る現行のルールの必要に応じた見直しについて、今年度に原子力規制委員会における審議会委員の任命のための要件等が改正されたこと及び原子力緊急時支援・研修センターに研究実施組織が新設されたこと等を受けた見直しを検討した。→規審 5 - 6
- センター長の権限を超える決裁については、部門長が被規制側の部門を兼務する状況の改善は短期的には困難なため、当面の措置として、部門長自身が中立性を表明する等の措置を講じることとした。→規審 5 - 7

実施状況の詳細は、

(1) 安全研究・防災支援部門の人員、予算の確保 (規審5-5)

(2) 規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況の確認 (規審5-6)

(3) センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況の確認 (規審5-7)
において報告する。

以 上